

モバイルバッテリーや加熱式たばこ等の ごみ分別にご協力を

【詳細】 廃棄物政策課
☎25・6324

家庭から排出されたプラスチック製容器包装を処理する施設で、**モバイルバッテリー**や**加熱式たばこ**等の小型充電式電池の混入が原因の**発火・発煙事故**が発生しています

これらはプラスチック製容器包装ではありません！

モバイルバッテリー等はJ B R C*1の回収協力店へ、加熱式たばこはリサイクルマークステッカーを掲示している**たばこ販売店***2への持込みにご協力をお願いします

リサイクルマークが付いている商品は、回収協力店に



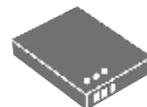
加熱式たばこは、リサイクルマークステッカーを掲示している**たばこ販売店**に



ごみ袋に入れないで！



モバイルバッテリー



リチウムイオンバッテリー



加熱式たばこ

*1 = 資源有効利用促進法に基づき、小型充電式電池（ニカド電池・ニッケル水素電池・リチウムイオン電池）の回収・リサイクルを行っている団体

*2 = たばこ販売店で回収できる製品は、市に掲載

間違った分別が 火災の原因に！



市の処理施設 REPLA ファクトリーで発生した発火・発煙事故は、発見が早かったため作業員のけがや施設の損害等の被害はありませんでしたが、プラスチックは燃えやすい素材のため、右下の写真のような大きな火災事故につながる危険があります。

市の処理施設で発生した、発火・ 発煙事故の原因となった物



● モバイルバッテリー
(4月8日)

● ハンディクリーナーの
バッテリー (8月16日)



この2件の事故を含め、今年4月から10月の間に11件の発火・発煙事故が発生しています。

プラスチック製容器包装とは



食料品などに使われている、プラスチック製の容器や包装のことです



弁当容器や卵パック、菓子袋など

惣菜や肉・魚を覆ったラップに付いてくる値段シールは、付けたまま出してOK！

リサイクル工場の建屋・設備が 焼けてしまった、他都市の事例



イラスト・火災写真の出典元：日本容器包装リサイクル協会

**プラスチック製容器包装をごみに出すときは
モバイルバッテリー等が混入していないか、今一度ご確認ください！**

おわび

本誌11月号15ページに掲載した「次期一般廃棄物最終処分場の建設候補地を募集しています」について、イラストの表記と市のごみ分別の区分名に相違がありました。正しい表記は右のとおりです。

- 燃やせるごみ
- 燃やせないごみ

【詳細】 清掃施設整備課 ☎25・9751